

大規模農業法人等の誘致活動推進事業実施要領

令和7年4月1日決裁

令和8年4月1日決裁

第1 趣旨

農業者の高齢化が進む中、これまで地域農業を支えてきた農業者や地域営農組織のみでは、今後の営農継続や地域内の農地の維持・管理が困難となることが懸念されている。

そのため、本事業では、担い手がない地域や近い将来いなくなることが見込まれる地域において、農業の維持・振興を図ることを目的として、農業参入を志向する企業や農業法人等を誘致し、円滑な営農開始を支援する。

第2 用語の定義

この要領において、「大規模農業法人等」とは、次に掲げる法人とする。

- (1) 農業以外の事業を主として経営している法人（株式会社、持分会社、特定非営利活動法人等）のうち、県内において農業に参入しようとする者（以下、「異業種企業」という。）
- (2) 県外に農地を取得又は借り受け、農業を主として経営している法人のうち、生産拡大のため、県内において農地を取得又は借り受けようとする者
- (3) 県内に農地を取得又は借り受け、農業を主として経営している法人のうち、生産拡大のため、現行の耕作地の所在市町村以外の県内市町村の農地を取得又は借り受けようとする者

第3 内容

本事業の内容は、次のとおりとする。

(1) 農地集積推進事業

県内へ参入する大規模農業法人等への農地の集積を図るため、農地中間管理機構による次に掲げる事項の取組を支援する。

- ア 農地の貸借・売買に関する相談対応、調整及び事前調査等
- イ 企業等への農地の権利の設定に関する手続き
- ウ 農業参入を希望する企業等の相談対応
- エ 県が実施する企業誘致活動への協力

(2) 遊休農地整備事業

大規模農業法人等による参入候補地が遊休農地である場合、その整備に要する経費を支援する。

第4 事業実施体制

事業の実施に当たっては、県、市町村、農業委員会、埼玉県農林公社（農地中間管理機構）、埼玉県農業会議が、互いに密に連携し、本事業が円滑に推進されるよう努めるものとする。

第5 事業の仕組み

事業実施に要する経費については、県が実施主体へ別表1のとおり補助金を交付する。

第6 対象農地

第3の(2)の事業対象とする農地は、次のいずれかに該当する農地とする。

- (1) 農地法第30条第1項に基づく農地の利用状況調査において、遊休農地として判定された農地
- (2) 農地法第31条に基づく申出のあった農地

第7 事業実施主体

事業実施主体は次のとおりとする。

- (1) 農地集積推進事業
本事業の実施主体は、公益社団法人埼玉県農林公社とする。
- (2) 遊休農地整備事業
本事業の実施主体は、大規模農業法人等とする。

第8 交付要件

県は、第3の(2)の事業実施に当たっては、以下の要件を全て満たす場合において予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

- (1) 事業を実施しようとする者が、第2に規定する大規模農業法人等であって、次のアからオのいずれにも該当しないこと
 - ア 国及び地方自治体に対する債務及び税金において滞納がある場合
 - イ 刑事上の処分を受けている場合
 - ウ 県内で農業を始めるに当たって関連する法令及び条例等を遵守しない場合
 - エ 公序良俗に反する事業及び公的資金の使途として社会通念上不適切であると判断される行為がある場合
 - オ その他制度趣旨、本事業実施要領にそぐわない事業である場合
- (2) 事業を実施しようとする市町村において、既に実施主体名義で農地を取得又は借り受けて耕作を行っていないこと
- (3) 異業種企業にあつては、解除条件が付された農地貸借契約の締結等農地を借りるための要件を満たすこと
- (4) 本県内への農業参入に要する計画を作成していること
- (5) 対象農地の事業実施主体への権利設定が事業実施年度内において確実であると見込まれること
- (6) 参入農地が市町村の地域計画の目標地図に位置付けられることが見込まれること
- (7) 農地貸借のための調整、手続に当たっては、県、市町村、農業委員会、農林公社等関係機関の指導、助言に従い、適切に対応すること
- (8) 全国共済農業協同組合連合会埼玉県本部及び全国農業協同組合連合会埼玉県本部が実施する「JA出資型農業法人に対する遊休農地再生・活用奨励事業」

との併用は行わないこと

第9 実施計画の申請

第3に掲げる事業を実施しようとする者は、様式第1号により事業実施計画書を作成し、知事に承認を求めるものとする。この際、県から調査等に必要な書類を求められた場合には、適宜提出するとともに、現地調査を求められた場合には適切に対応するものとする。

第10 実施計画の承認

知事は、第3の事業について、実施計画書の内容が次に掲げる基準に該当すると認めるときは、これを承認するものとする。

- (1) 第1の趣旨又は「埼玉県企業等の農業参入推進基本方針」（平成24年6月策定）に適合する企業等の農業参入に関する取組であること。
- (2) 計画の内容について、補助対象農地が所在する市町村、農業委員会、埼玉県農林公社（農地中間管理機構）等関係機関が了知していること。
- (3) 計画の承認からおおむね3か月以内に事業に着手することが確実であること。

第11 実施計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について、次に掲げる変更を行おうとする場合、様式第2号により申請書を作成し、知事に提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業実施主体の変更
- (3) 事業費の30%を超える増減
- (4) 県補助金の増又は30%を超える減

第12 事業の着手

事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業を効果的に実施する上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、第9実施計画について、知事に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した大規模農業法人等の誘致活動推進事業交付決定前着手届（様式第3号）を知事に提出するものとする。

事業実施主体は、交付決定前に事業に着手する場合、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

第13 報告等

事業実施主体は、当該事業が完了したときは、その実績について、様式第4号により実績報告書を作成し、事業終了の日から起算して30日を経過した日又は事業実施年度の3月20日のいずれか早い日までに提出するものとする。

- 2 県は、特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の提示や現地調査などの調査を行う

ことができるものとする。

第 14 返還

事業実施主体は、第 3 の（2）の事業において、次に掲げる事項に該当する行為があったものと県が判断した場合は、速やかに補助金を返還しなければならない。

- （1）対象農地が農地法及び農地中間管理事業の推進に関する法律等根拠法に基づく適切な手続きを経ていない場合
- （2）対象農地を農業以外の用途に供することを目的として整地・造成した場合
- （3）事業実施主体への対象農地の権利設定が事業完了後 1 年以内に完了しなかった場合
- （4）事業実施主体の都合により本事業を中止した場合（天災その他やむを得ない事情により農業参入が不可能となった場合等を除く。）
- （5）前各号に定めるものの他、事業実施主体により事業の目的に反するものとみなされる行為があった場合

第 15 書類の経由

第 3 の（2）の事業実施主体がこの要領に基づき知事へ提出する書類は、事業実施主体の参入農地が所在する市町村を管轄する農林振興センターを経由し農業支援課へ 1 部を提出することとする。

第 16 その他

事業実施に当たっては、この要領に定めるもののほか、知事が別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この通知による改正前の大規模農業法人等の誘致活動推進事業実施要領の規定に基づき実施する事業に対する同要領の適用については、なお従前の例によるものとする。

別表 1

事業の種類	事業の内容	事業実施 主体	補助対象経費 ・ 補助率
大規模農業法人等の誘致活動推進事業	1 農地集積推進事業 事業実施主体は、市町村等関係機関と連携して、大規模農業法人等の参入農地の利用調整に必要な手続きを行う。	埼玉県農林公社	1 事業の内容「1」に係る対象経費及び補助率は以下のとおりとする。 ・ 農地の利用調整に必要となる現地調査に要する経費及び事務費等 ・ 定額 60 万円
	2 遊休農地整備事業 参入農地が以下の(1)又は(2)に該当する場合 (1) 農地法第 30 条第 1 項に基づく農地の利用状況調査において、遊休農地として判定された農地 (2) 農地法第 31 条に基づき申出があった農地	大規模農業法人等	2 事業の内容「2」に係る対象経費及び補助率は以下のとおりとする。 ・ 遊休農地の整備費用 ・ 定額(10 万円/10a) ・ 補助上限：1 法人 700 万円 (7ha) (参考) 対象経費 機械リース料、燃料費、 土壌改良資材費、伐根費用、処分料 作業委託料 等

※各事業の補助金交付は予算の範囲内で行うものとする。

様式第 1 号

番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者の氏名

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業（農地集積推進事業
・遊休農地整備事業）実施計画の承認申請について

大規模農業法人等の誘致活動推進事業実施要領（令和 7 年 4 月 1 日農林部長決裁）
第 9 に基づき、別紙のとおり提出します。

※農地集積推進事業実施主体は様式第 1 号別紙 1、遊休農地整備事業実施主体は
様式第 1 号別紙 2 を添付すること

(様式第1号 別紙1)

農地集積推進事業実施計画（実績報告）書

団体名

1 農地の利用調整活動

時期	地域	内容	回数

2 圃場条件整備の計画（実績）

時期	地域	内容	対象面積

3 上記に関連して必要となる業務等

項目	内容	回数・日数・ 期間・数量等	備考

(様式第1号 別紙2)

遊休農地整備事業実施計画（実績報告）書

団体名

1 対象農地

農地 番号	所在（住所） ※農地地番まで記入	地目 (※1)	面積 (㎡)	生産品目	農地の利用調整 状況 (※2)
①					
②					
③					
④					
⑤					
	合計				

(※1) 地目欄には田・畑・樹園地いずれかを記入すること

(※2) 権利設定のための手続き状況を記入すること

2 整備内容（計画・実績）

農地 番号	整備・再生工事の内容（該当する作業を○で囲む） (※3)	補助対象農 地面積(㎡)	金額（円） (※4)
①	雑草刈払、雑草集積、雑草運搬、伐根、均平作業、深耕、土壌改良剤施用、堆肥施用、その他（ ）		
②	雑草刈払、雑草集積、雑草運搬、伐根、均平作業、深耕、土壌改良剤施用、堆肥施用、その他（ ）		
③	雑草刈払、雑草集積、雑草運搬、伐根、均平作業、深耕、土壌改良剤施用、堆肥施用、その他（ ）		
④	雑草刈払、雑草集積、雑草運搬、伐根、均平作業、深耕、土壌改良剤施用、堆肥施用、その他（ ）		
⑤	雑草刈払、雑草集積、雑草運搬、伐根、均平作業、深耕、土壌改良剤施用、堆肥施用、その他（ ）		
	合計		

(※3) 計画承認申請時にあっては実施予定の作業を、実績報告時にあっては実施した作業を選択すること。

(※4) 補助対象農地面積 (㎡) ×1 千円/10 ㎡で算出すること (10 ㎡未満は切り捨て)

3 農業経営内容（計画・実績報告）

市町村	生産品目	農業経営の目的・内容	開始時期（見込み）
		【目的】 【内容】	

4 実施期間

作業開始時期	作業完了時期

5 添付書類

- （１）対象農地の位置、面積がわかる資料（図面等）
- （２）対象農地の整備前後の状態及び作業状況を記録した以下の写真
 - ① 整備前の農地の写真
 - ② 整備作業中の農地の写真
 - ③ 整備作業完了後の農地の写真
 - ④ 作物作付け時の農地の写真（※事業実施年度内に作付けを開始した場合のみ）
- （３）対象農地の権利設定完了を示す証拠書類（実績報告時）
- （４）農業参入計画書（計画承認申請時）

番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者の氏名

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業（農地集積推進事業・
遊休農地整備事業）実施計画の変更承認について（申請）

令和 年 月 日付け農支第 号で実施計画書の承認を受けた令和 年度大規模
農業法人等の誘致活動推進事業（農地集積推進事業・遊休農地整備事業）について、
下記のとおり変更したいので、実施要領第 11 の規定に基づき、別添のとおり変更実施
計画書を提出します。

記

1 変更理由

※変更実施計画書として、農地集積推進事業実施主体は様式第 1 号別紙 1、
遊休農地整備事業実施主体は様式第 1 号別紙 2 を添付すること

担当：〇〇〇〇
電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

(あて先)
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者の氏名

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業（農地集積推進事業・
遊休農地整備事業）交付決定前着手届

令和 年 月 日付け農支第 号で承認を受けた令和 年度大規模農業法人等の
誘致活動推進事業（農地集積推進事業・遊休農地整備事業）実施計画について、下記
条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

1 事前着手の理由

2 事業内容

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日

3 条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に
損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた交付金額が補助金交付申請額に達しない場合において
も、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内において
は、計画変更は行わないこと。

様式第 4 号

番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

所在地
団体名
代表者の氏名

令和 年度大規模農業法人等の誘致活動推進事業（農地集積推進事業・
遊休農地整備事業）実績報告書について（報告）

標記の件について、大規模農業法人等の誘致活動推進事業実施要領第 13 の規定に基づき、別添（別紙 1・別紙 2）のとおり実績報告書を提出します。

※農地集積推進事業実施主体は様式第 1 号別紙 1、
遊休農地整備事業実施主体は様式第 1 号別紙 2 を添付すること

担当：〇〇〇〇
電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇